

オオクチバス等に係る防除の指針のイメージ（骨子案）

1．防除指針の目的

- ・ 特定外来生物に指定されたオオクチバス・コクチバス・ブルーギルについては、広範囲に蔓延し、防除の必要性が指摘。
- ・ オオクチバス（フロリダバスを含む）等が定着している、又はその可能性がある全国各地の水域の中でも生物多様性保全や水産資源保護などの観点から優先的に防除を実施すべき水域が存在。
- ・ 防除の目標は、当面、オオクチバス等による生態系被害、水産業被害などをなくし、在来の生物群集及び生態系を回復させるところに置く。
- ・ 目標達成のためには、完全排除又は低密度管理による被害の低減化、侵入又は分布拡大の防止などの目標を設定し、適切な防除を推進していくことが必要。
- ・ 防除は多様な主体が参加して実施されることが必要。各防除実施主体により、水域特性に応じた適切な目標設定を行い、効果的な防除が促進されるよう必要な情報を提供することが必要。
- ・ 特に、防除に伴い捕獲した個体の保管・運搬を行う場合には防除に係る主務大臣の確認又は認定が必要であり、その際には防除実施計画を策定することが必要であることから、指針の中で計画の策定方法を明示。
- ・ 捕獲してすぐに殺処分する防除については、必ずしも確認・認定を受ける必要はないが、オオクチバス等による被害を効果的に防止する観点から、確認又は認定を受けていない防除についても重要であり、そのような防除を推進する主体にも当該指針を参考にさせていただくことを想定。

2．防除の対象となる水域の考え方

下記の事項を総合的に勘案して防除対象水域（湖沼、河川、ため池等）を検討。

生物多様性保全の観点から重要な水域

- ・ オオクチバス等による捕食等の直接的な被害は、魚類、昆虫類、甲殻類などに及び、間接的な影響は、魚食性の水鳥類、魚類に幼生を付着させる二枚貝類などに及ぶ。これらのうち、水域間の分散能力が低く、捕食等による直接的な被害を受けやすい魚類や昆虫類、甲殻類などの生息地における防除が必要。特に、絶滅のおそれのある種（環境省レッドリスト掲載種）の生息地における防除が必要。全国規模で絶滅のおそれのある種に次いで、各地域で絶滅のおそれのある種（各県版レッドリスト掲載種）の生息地についても防除を実施。具体的には、被害が顕在化している希少なコイ科魚類、トンボ類、ゲンゴロウ類などの生息地。
- ・ 絶滅のおそれのある種が生息していなくても、地域の特性を示す生物相が良好な状態で保全されている水域では防除の必要性を検討すべき。特に、全国的な観点

- から魚類、甲殻類、昆虫類の固有種が多く生息する水域では早急な防除が必要。
- ・かつて上記の要件を満たす水域であったが、現在、在来生物が激減してしまった水域についても、地域の状況などを勘案し、防除の必要性を検討すべき。

ラムサール条約登録湿地・重要湿地 500

- ・国際的に重要な湿地としてラムサール条約に登録された湿地や環境省が選定した「日本の重要湿地 500」に取り上げられた水域には、上記の条件の両方又はいずれかを満たしている水域があり、それらは防除の優先順位が高い。

内水面漁業で重要な水域

- ・オオクチバス等による水産資源への被害が認められる水域及びオオクチバス等による被害の発生源となっている水域では防除が必要。

予防的な観点から防除が必要な水域

- ・オオクチバス等は止水域または緩流域に定着しやすく、定着し得る湿地タイプは、河川中下流域、天然湖沼、ダム・人造湖、ため池・水路、公園等の池、ビオトープなど様々。これらのうち、高密度に生息する水域、頻繁に水の流出入があり他水域への逸出の危険性が高い水域、人による持ち出しが容易な水域などは拡散源になりやすく、優先的に防除を実施すべき。
- ・侵入初期の水域では、定着が進行する前に、早急な防除の実施が必要。
- ・未侵入水域であっても、定着の可能性が想定される水域では、新たな侵入を阻止するための防除が必要。

3. 目標の設定

- ・防除の対象となる水域ごとに、完全排除又は低密度管理による被害の低減化、侵入又は分布拡大の防止などの適切な目標を決定。

(1) 完全排除又は低密度管理による被害の低減化

- ・優先的に防除を実施すべき水域では、個体数低減化手法を用い、完全排除または低密度管理により被害を低減。
- ・環境改善対策も取り入れ、個体数低減化との相乗効果を促進。
- ・個体数低減化や環境改善対策などを実施したあとに、オオクチバス等、在来生物の生息状況のモニタリングを実施し、効果を検証。

(2) 侵入又は分布拡大の防止

- ・生物多様性保全等のために防除の優先順位が高い水域で、オオクチバス等定着の可能性が想定される水域については、意図的・非意図的な侵入を予防するため、監視体制、早期発見・通報システムを構築。
- ・定着水域は他水域への拡散源となりうるため、逸出防止の対策を実施。

4. 効果的な防除手法

(1) 完全排除又は低密度管理による被害の低減化

個体数低減化手法

- ・ 個体数低減化手法は、漁具による捕獲、繁殖抑制、水抜き・干し出しなどに大別でき、それぞれについて様々な個別の手法が存在。

例)

【漁具による捕獲】

群れを形成する稚魚は、たも網などにより捕獲。成長して群れなくなった稚魚又は未成魚、成魚は、釣り、投網、さし網、定置網、地びき網などの各種漁具により捕獲。

【繁殖抑制】

産着卵回収装置（人工産卵床）による卵・仔魚の駆除、産卵床の破壊又は産卵適地の低減化など。併せて、産卵床を守る親魚の捕獲を実施。

【水抜き・干し出し】

対象水域の水を全て抜いて干し出す、又は掻い掘りで可能な限り水を抜く。水抜き時には、流出口への逸出防止ネットの設置、各種漁具による捕獲が必要。

水抜き・干し出しによる完全排除は最も効果的だが、これが困難な場合は各水域の特性に応じて効率的な手法を組み合わせる実施し、低密度管理の実現を目指す。

・ 水抜き・干し出しができる水域

水抜き・干し出しができる農業用ため池などでは、春季から夏季に各種漁具による捕獲や繁殖抑制で低密度管理を行なったのちに、秋季から冬季に水抜き・干し出しによる完全排除を実施する。

・ 水抜き・干し出しが困難な水域

水抜き・干し出しが困難な天然湖沼、ダム・人造湖、河川中下流域などでは、各水域の特性或いは季節に応じて、各種漁具による捕獲や繁殖抑制により低密度管理を行なう。

留意事項

- ・ 防除個体は原則として殺処分することとし、生きたまま活用する場合には、学術研究、展示、教育等の公益的な目的で飼養等の許可を得て行う場合に限る。
- ・ 個体数低減化手法を用いた低密度管理は、専門家の意見や専門機関等が作成したマニュアルを参考にして、計画的に実施することが必要。
- ・ 水抜き・干し出しが在来の魚類、甲殻類、両生類、昆虫類、植物などに与える影響は多大なため、実施に当たってはそれらへの十分な配慮が必要。同様に、各種漁具では在来生物が混獲されるため、それらへの影響が少ない手法を選択することが必要。
- ・ 個体数低減化の観点から、条例、内水面漁場管理委員会の指示等によりキャッ

チ・アンド・リリースを禁止している地域や都道府県がある。この手法の導入については、防除水域の状況に応じて、その効果及び必要性等を個別に検討することが適切。

- ・今ある個体数低減化手法だけでは、日本各地の多くの水域で完全排除が難しいという実状を鑑み、今後とも効果的な手法の開発に努めることが必要。
- ・防除の実施にあたっては、漁業調整規則等関連法令を遵守するものであること。

環境改善対策

- ・オオクチバス等の個体数低減化と併せて、在来生物の生息環境の復元・創出などの環境改善対策を実施。

例)

- ・水抜き・干し出し時に堆積土やゴミなどを除去し水質改善を図る。
- ・コンクリート護岸を撤去し、在来の魚類、甲殻類、昆虫類の繁殖場、生息場所となる沿岸植物帯を復元・創出する。
- ・場合によっては、保護・増殖した在来生物の再導入を検討する。

留意事項

- ・環境改善対策の実施にあたっては、専門家の意見や専門機関等が作成したマニュアルを参考にして、地域の特性に応じた手法を選択する。
- ・生物多様性保全をめざした在来生物の再導入は、その目的が達せられるように、再導入の是非、場所の選定、個体の選定、手順などについて、専門家等の意見を取り入れながら、十分な検討のもとに実施することが必要。

モニタリング

- ・個体数低減化や環境改善対策を実施したあとに、オオクチバス等、在来生物等の生息状況のモニタリングを行ない、防除効果を検証することが必要。
- ・モニタリングの期間や方法などについては、地域の状況、水域の特性などを勘案し、専門家の意見を取り入れて設定することが必要。

(2) 侵入又は分布拡大の防止

侵入の予防

- ・定着・未定着水域ともに、オオクチバス等侵入の監視、早期発見・通報システムにより、新たな侵入を阻止。
- ・未侵入水域であっても、生物多様性保全等のために防除の優先順位が高い水域では、定期的に侵入の有無を確認。

逸出の予防

- ・定着水域は他水域への拡散源となりうるため、オオクチバス等の逸出防止対策（増水時の溢出、放水又は水抜き時の逸出、他魚種の種苗への混入、利用者によ

る生存個体の持ち出し等の防止を含む)を実施。

(3) 普及啓発

- ・適切な防除を推進するためには、普及啓発(広報、パンフレット、マニュアル等の配布、ポスター、ステッカー等の掲示、対象水域での看板設置、マスメディアなどによる情報配信、専門機関、学校等での授業や体験学習など)により、防除について地域住民に周知することが必要。

5. 防除実施計画の策定

(1) 計画策定の目的

- ・防除実施計画は、地域において防除を実施するに当たり、科学的知見を踏まえながら学識経験者や関係行政機関、地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、防除の目標を設定し、これに基づき適切な防除手法を検討し、適切に実施することにより、効果的な被害防止に資することが目的。

(2) 計画の記載項目

防除の目標

計画区域

計画期間

防除方法

モニタリング

(3) 計画の策定方法

協議会等の設置

- ・科学的知見及び地域に根ざした情報に基づき、合意形成を図りながら防除を実施するため、学識経験者、関係行政機関、関係団体等から成る協議会等を可能な限り設け、防除実施計画の策定、防除実施方法についての検討、防除の評価等を実施。

関係行政機関との調整

- ・防除主体は国の関係行政機関や関係地方公共団体と十分調整し連携を図る。その際、特に、河川等で関連する計画が既に策定されている場合は、当該計画との整合性を図る。

水面所有者・管理者等との調整

- ・防除を行う水面の所有者等に対しては、必要に応じ防除の内容を説明し、可能な限り理解を得る。

(4) 計画の見直し

- ・計画が終期を迎えた際には、モニタリングの結果を踏まえ、設定された目標の達

成度や防除の効果及び妥当性について評価を行い、その結果を踏まえて計画の継続の必要性を検討し、必要に応じて計画の見直しを実施。

6 . 実施体制の整備

(1) 実施体制の整備

- ・協議会において各防除主体の役割分担を整理して、地域の関係者が一体となった実施体制を整備。

(2) 関係機関・関係者との連携

- ・関係する行政機関との情報交換に努め、必要な連携体制を構築するほか、必要に応じて地域の大学、研究機関及び博物館の研究者と連携。